

県施設の運営再開についての基本方針（「県施設の休止についての基本方針（令和2年4月9日）」を改定）

令和2年5月8日

令和2年5月15日更新

- ・原則として利用休止としていた屋内施設については、適切な感染予防対策を講じた上で、準備が整った施設（機能）から順次再開する。
- ・屋外施設（公園等）は、引き続き原則として休止の対象外とする。
- ・屋外施設（運動施設、遊具等）で利用を休止していた施設（機能）は、適切な感染予防対策を講じた上で、準備が整ったものから順次再開する。
- ・なお、上記の対応に当たっては、各施設の特性に対応する「業種別感染拡大予防ガイドライン」等に十分に配慮するものとする。